



【みんなで進めよう男女共同参画】

## 平成24年度「男女共同参画週間」を実施します 毎年6月23日から29日までの1週間

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」その実現のためには政府や地方公共団体だけではなく、国民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。わたしたちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

**平成24年度のキャッチフレーズは、「あなたがいる わたしがいる 未来がある」**

本年度の男女共同参画週間は、「男女共同参画による日本再生」を重点としています。

震災からの復旧・復興に女性が参画しその視点を加えること、ワーク・ライフ・バランスにより男女の働き方や生き方を変えることなど、女性が日本再生の担い手として重要な役割を果たすことは、元気な日本を取り戻す鍵となります。

【キャッチフレーズ】応募総数2,921点中、審査の結果、以下の作品が選ばれました。

- ◇最優秀作品 あなたがいる わたしがいる 未来がある 海部 奏 様(東京都)
- ◇優秀作品 共に働き 共に生きる ニッポンのチカラ 青木 正繁 様(徳島県)

## 人権 それは 愛

問合せ／教育文化振興課 ☎ 990-9011  
企画財政課 ☎ 991-1815

### 「子どもを虐待から守るために」

近年、子どもに対する虐待が新聞などで報道されています。幼い子どもを虐待のうへ死亡させたというような悲惨なニュースは大々的に報道されますが、表に出ない虐待も多いといわれています。

「児童虐待」には、どのようなものがあるのでしょうか？法律では、次の4つに分けられています。①身体的虐待(なぐる、けるなどの暴行)②性的虐待(わいせつな行為をしたり、させたりすること)③ネグレクト(子どもの監護を怠ること)④心理的虐待(子どもの心を著しく傷つける言動)

虐待に至る原因はさまざまですが、保護者が子育てに悩み、ストレスを抱えていることで、「しつけ」のつもりが「感情にまかせて叱る」という行動にすり替わっていることも多いのではないのでしょうか。虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、保護者が子育てに苦労している現実もあります。子どもを虐待から守るためには、周囲のあたたかい支えが必要ではないのでしょうか。

#### 子どもを虐待から守る5か条

- 1：おかしいと感じたら迷わず連絡(通告は義務でもあり、権利でもある)
- 2：「しつけのつもり」はいい訳(こどもの立場で判断)
- 3：ひとりで抱え込まない(できることから即実行)
- 4：親の立場よりこどもの立場(こどもの命が最優先)
- 5：虐待はあなたの周りにも起こりうる(特別なことではない)

文部科学省「家庭教育手帳」から

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000